

# スウェーデンにおける離別後の 養育・居所・面会 (その1) ——養育規程と家族法事務所——

善 積 京 子

## Custody, Residence and Contact after Separation and Divorce in Sweden (Part I)

——The Provisions and Family Law Office——

Kyoko YOSHIKUMI

### 要 約

スウェーデンでは、離別後も共同養育が原則とされているが、国連の「子供の権利条約」に基づき、離別後の養育・居所・面会に関する法規程において、「子どもの最善」の視点が最重視されている。子どもへの影響や経費の面から、裁判訴訟よりも両親間の協議・合意が奨励される。2006年の親子法改正では、①「子どもの最善」が養育・居所・面会に関するあらゆる決定において最優先させることを明文化、②子どもが虐待に晒されるリスクを慎重に判断すること、③子どもの意見表明権の改善、④両親の合意形成の援助促進、⑤両親が養育で協力できない場合の共同養育権の回避、⑥裁判所の判決の参考資料として、社会福祉委員会に対する調査・報告・提案の要請、が規定される。

こうした改正の流れの中で、家族法事務所は「協議」と「委託調査」で重要な業務を担っている。「協議」には、父母が自発的に任意に来所するタイプと裁判所から指示されて来るタイプがある。その面接では、親が対立状況にある場合でも親同士が子どもの最善を考えるように導いていくこと、合意に達することの利点を親に理解させることが目標にされている。「委託調査」では、①両親に対する説明会、②自宅訪問、③他機関に対する情報収集、④裁判所への報告書提出、という手順で進められる。調査において子どもの意向を的確に汲み取るために、子どもの年齢や成熟度によって異なる方法が採られている。

キーワード：子どもの最善、共同養育権、養育規程、家族法事務所、スウェーデン

## はじめに

国連で1989年に採択された「子どもの権利条約」では、子どもは「生きる権利（生存）」「育つ権利（発達）」「守られる権利（保護）」「参加する権利（参加）」をもつとされ、子どもに関わるあらゆる決定において、社会や親の利益よりも「子どもの最善の利益」が第1義的に考慮されなければならない。「子どもの最善の利益」を決定する際には、子どもの意見尊重の原則を踏まえることとされている。しかし「子どもの最善の利益」の具体的な判断基準については定かではなく、その内実を明確にしていくことが国際的に求められている。

スウェーデンは、児童福祉領域において「子どもの最善の利益」という概念を先駆けて導入した国であり、子どもに関するこれまでの法律や政策が「子どもの権利条約」の遵守の観点から変更され、「子どもの最善」の内容が個別的事例を通じて検討されてきている。その典型的な領域が、両親離別後の養育・子どもの居所・面会の取扱いである。

先進諸国では、「個人化」が職場や地域のみならず家族においても進行し、「家族であること」の選択・解消の自由が個人の意志に委ねられる度合いが高まり、夫婦関係は不安定になっている。そして男女平等の進展により、育児に参加する父親が増え、離別後も子どもとの関わりを維持したいとする父親も多く、養育権争いなどで両親間のトラブルに巻き込まれる子どもも増えている。

日本では、離婚後は共同親権が法的に認められず、親権・面会交渉権などの裁判訴訟では「親としての権利」から争われることが多い。8割は母親が親権者となっているが、離婚時に養育費や子どもとの面会の取り決めのないケースが多い。一方、スウェーデンは、両親の離別後も共同養育が原則となっている。

スウェーデンでは、毎年約5万人の子どもが両親の離婚を経験している。2001/02年の統計によると、約50万人の子どもが自分の両親と一緒に住んでいない。そのうちの60%は母親と住み、22%は父親と住み、18%は母親と父親のところをほぼ同じ期間交替に住んでいる。1992/93年は4%にすぎなかったこの「交替居住」が近年増加している。スウェーデンでは、共同養育権が基本原則とされ、離別後も共同養育権を保持するケースが多い。かつて結婚していたカップルでは95%、結婚せずに同棲していたカップルでは86%が離別後も共同養育権となっている(Barnombudsmannen, 2005)。子どものいる離婚ケースのうち、約1割の親は社会福祉委員会で認められている同意書にサインし、また、約1割は裁判所で養育・居所・面会に関する判決を受けている。2005年には、離婚・離別ケースを合わせて0歳から17歳の6700人の子どもが、養育・居所・面会に関する裁判訴訟の調査対象者になっている(Socialstyrelsen, 2006)。スウェーデンでは、養育・子どもの居所・面会などの父母間の係争ケースで、双方の親が「子どもの最善の利益」という観点から主張を展開し、裁判の判決も「子どもの最善の利益」を最優先して下されている。

本研究の課題は、両親の離別後の子ども養育・居所・面会に関する「子どもの最善の利益」とは何かを探究することにあるが、本稿では、その出発点として、スウェーデンにおける離別後の子どもの養育・居所・面会に関わる法規程および裁判制度を支えている家族法事務所の業務を「子どもの最善の利益」の観点から考察する。

## 1. スウェーデンにおける養育・居所・面会に関する規程

### (1) 親子法の変遷

#### 親子法の誕生と共同養育の普遍化

子どもの権利や親としての権利と義務を規定している親子法は、結婚や家族さらに子どもに対する社会通念やその時代の理念が反映される。スウェーデンにおいても、他の欧米諸国と同様に、長らく家父長制の時代が続き、母親が子どもの監護者としての権利を獲得したのは1900年代に入ってからのことである。1903年、寡婦となった母親が、子どもの父方の親族や後見人の庇護のもとで監護者となることができるようになった。さらに1921年施行の改正婚姻法で、妻は夫に従属するものでなくなり、母親が再婚しても実子の監護者であり続けられるようになった。しかしその時でも、父親が家族の生計を担い、母親は家族の世話・子育てをすることが理想のモデルとされていた（Ingrid Höjer & Karin Röbäck, 2007, 高橋美恵子 2006）。

1930年代に、出生率が非常に低下し、1932年にミュルダール夫妻により『人口の危機』という本が出版され、政府は人口問題に真正面から取り組むようになる。「子育ては私的なものでなく、子どもの養育責任は家族と社会がともに背負うもの」という社会的コンセンサスが得られるようになり、児童手当や養育費立て替え制度など、児童福祉事業が進められた。1950年には、婚外子と婚内子に関する法律および子どもの監護に関する法律が「親子法」に統合され、さらに1960年には児童福祉法が発効される。しかしこの段階の家族政策は、主に子どもを養育する家庭に対する経済援助に留まり、共働き家庭を前提にしたものではなく、親の働く権利と子育ての権利の両立を目指す家族政策が飛躍的に発展するのは1960年代以降である。

1960年代に入ると、女性解放・男女平等が主張され、既婚女性が子どもを育てながらも働く権利が認められ、家庭経済や家事・育児の責任を男女で同等に分担することが社会の基本とされ、子どもの公的ケアが拡大されていく。

さらに1970年代になると、母性観念に拘束された法制度が見直され、ジェンダー中立的な内容に改正され、婚外子や非婚の親に対する差別が撤廃され、多様なライフスタイルが承認されていった。離婚に対しても寛大になり、1973年には、離婚への責任の所在の有無が養育者としての取り決めに影響しなくなり、非法律婚の父にも養育者になる権利が強化された。1976年には、婚内子・婚外子の法的概念の区別がなくなり、両親の婚姻関係に有無にかかわらず、相続権などの子どもの権利が同等になる。さらに、離婚あるいは離別した両親は、裁判所の審査を経

て、共同養育者になることができるようになった (Ingrid Höjer & Karin Röbbäck, 2007, 高橋美恵子 2006)。

1980年代には、子どもの権利の視点が強められ、「共同養育を通じて子どもの利害が守られる」「両親との接触を確実にすることが、子どもの最善にかなっている」と考えられるようになり、父母の共同養育が奨励されていく。また、面会は、別居している親の権利でなく、「子どものニーズ」を充たすものであるとみなされるようになる。そして1983年には、離別後、裁判所の審査なしに、共同養育権が可能になり、非法律婚の父親が共同養育者となるための手続きも簡略化された。さらに1991年には、養育・居所・面会についての父母間での同意書も、社会福祉委員会の承認で法的に有効になった。

### 子どもの権利条約と養育新規程

スウェーデンは、1990年に国連の子どもの権利条約を批准し、それによって、子どもに関するあらゆる法律・制度において、この子どもの権利条約の規定に配慮する責任を負うことになった。子どもの権利条約では、以下の4つの重要な基本原則があるとされている (Ingrid Höjer & Karin Röbbäck, 2007)。

1. 子どもの最善は最優先されなければならない。
2. 子どもは全ての種類の差別から守られなければならない。
3. 子どもは生き、成長する権利をもつ。成長する権利は、子どもが基本的なニーズを満たされる権利をもっていることを意味する。子どもは養護され守られる権利、愛と安全、ならびに安定的・永続的な両親との関係の権利をもつ。子どもはさらに、たとえ両親が対立していたとしても両方の親と結びつく権利をもつ。
4. 子どもは自分の考えを表明し、それが尊重される権利をもつ。

この原則をもとに、スウェーデンでは、1998年に養育規程が改正され、親子法の第6章の養育に関する取り決めにおいて、子どもの最善が重視されるようになった。また、裁判所の負担を軽減し、両親間の対話と和解に基づく合意形成が重視され、両親が養育に関して合意に達している場合は、裁判所の審議を経ずとも、社会福祉委員会の承認があれば、両親間の契約が裁判所の決定に準ずるものになった。また、裁判所は、両親の一方が単独養育を唱えても、共同養育の決定を下すことが可能となった。

その後、「2002年養育委員会」が設置され、この法改正の評価や運用状況が調べられた。両親との密接な関係を重視するあまり、家庭内暴力に晒されている子どものリスクが軽視されていること、激しく対立している両親の共同養育のもとで子どもに悪影響が及んでいることなど、問題点を指摘する社会福祉庁や子どもオンブツマンなどからの報告書が出された。それらの批判を受

け入れ、子どもの最善に対してより配慮し、子どものニーズの優先と子どもが晒される危険性に注目した法案が、政府から2006年3月に提出され、新養育規程が同年7月に制定された（Socialstyrelsen, 2006）。

その規程改正のねらいは、第1に、「子どもの最善」への配慮の重要性をさらに強調し、意見を聴かれる子どもの権利を改善すること、第2に、両親が協調ある解決策を見出す機会を増やすこと、第3に、子どもにとって悪影響を及ぼす長引く裁判プロセスのリスクを減らすことにある。そのために、親子法の第6章「監護・居所・面会」と第21章「監護、面接交渉に関する判決または決定の執行」、社会福祉サービス令（SoF: Socialtjänstförordning）の第6章、および裁判法第42章の規程の一部が改正された。

規程の主な改正点は、①「子どもの最善」が養育・居所・面会に関するあらゆる決定において最優先させることを明文化、②子どもが虐待に晒されるリスクを慎重に判断、③意見を聴かれる子どもの権利を改善、④両親が解決策を見出す機会を増やす、⑤両親が協力関係を維持できない場合に共同養育の決定を見合わせる、⑥裁判所が決定を下すための資料として、社会福祉委員会へ調査・報告・提案の要請、である。

なお、これまで養育規程改正に関わってきた裁判官のマツ・シューステーン（Mats Sjösten）氏は、筆者の2006年法改正に関するインタビューの質問に応じて、「裁判所は、改正前から子どもの危険性についても十分考慮するようになってきていた。しかし、いろいろな批判が出てきたので、『両方の親と密接な関係をもつことよりも、子どもの危険性を重視するようにしなさい』と明文化し、誤解をなくしただけである。——今でも、夫との共同養育権は嫌だと妻が主張しても、裁判所で共同養育権の判決を出すことが可能である。確かに、以前はもっと共同養育を重視して判決が出されてきた。その点も改正前から徐々に変化してきていた」と述べている。つまり、2006年の養育新規程が施行される前から、裁判所などの現場では、改正内容を先取りした形で実行されていたようである。

以下、養育・居所・面会に関する規程がどのように改正されてきたのか、規程内容を具体的に見ていこう。

## （2）養育・居所・面会に関する現行規程

### 子どもの最善

子どもの最善はこれまでも提唱されてきたが、2006年の改定ではさらに重視され、養育・住居・面会に関する全ての決定において、子どもの最善の視点を第一の決定因子とすることが法律に明文化され（親子法第6章第2条第1項）、裁判所や社会福祉委員会（Socialnämnden= social services committee）<sup>(1)</sup>は、養育・住居・面会の取扱いの際、子どもの視点を最重要視しなければならないとされる。

親子法第6章第1条で、「子どもは扶養と安全および教育を受ける権利がある。子どもは人間

として尊重され、何人も子どもに対して体罰および精神的な虐待をあたえてはならない」とされ、子どもの基本的ニーズが列挙されている。しかしながら、何がその子どもの最善であるのかについては、法律では定められていない。子どもの最善は、個別ケースで、個々の関係性の文脈の中で判断されなければならないとされている。

第1に、子どもの最善についての判断を下す際に、「子どもやその他の家族が家庭内で虐待されていたかどうか、子どもが連れ去られたり、軟禁されたり、何らかの危険に晒されるかどうか」や「両親双方ともに親密な良好なコンタクトをもつという子どものニーズ」を見極めるべきとされ、子どもが危険に晒されるリスクの考慮について明文化された（親子法第6章第2条a第2項）。

第2に、子どもの最善の判断では、子どもの影響を短期と長期の両方の視点から考慮すべきとされ、「子どもの年齢と成長を考慮した上で子どもの希望に配慮する」（親子法第6章第2条第3項）ことが明記される。そして、子どもの権利条約でも謳われている「子どもの意見表明権」についても触れ、「調査を遂行するものは、それが不適切でない場合、子どもの意見を確認し、そのことを裁判所に報告し、解決策についての提案を提出する」（親子法第6章第19条第4項）とされ、子どもの意見を聴くことが盛り込まれる。旧規程にあった、12歳以上という年齢制限は除かれ、より低年齢の子どもにも意思の反映の機会が与えられるようになった。

第3に、実際の裁判などでの判断では、子どもの身体的・精神的健康と発達に関連させて、「子ども自身の意見」と「専門家の知識と経験」の2つから考慮されているが、裁判所や社会福祉委員会に対して、個別ケースで判断を下したその方法を明確に説明することが要求されるようになった。

前述の裁判官のシュースターン氏は、「子どもの最善は1つでない。何が子どもの最善かについては個別的に考えていく。子どもの危険の判断、子どもの必要性の判断、この2つの判断基準をまず考えないといけない。個別的にその子どもの身体的・精神的発達を考えることも必要である。裁判所が判決を下す際に重視するのは、家族法事務所が行なう調査である。我々は、子どもが口に出す言葉を聴くのでなくて、子どもが内心で一番希望していることにそって、判決を下すように心がけている」と言う。

### 共同養育権

2006年の新規程では、共同養育にするかどうかの査定の時に、裁判所は子どもをめぐる問題で「両親が協力していくことができるかどうか」を見極めなければならないことが明記される（親子法第6章第5条第2項）。

今日のスウェーデンでは、子どもはたとえ両親が一緒に住んでいなくても、両方の親との親密で良好なコンタクトをもつことは子どもの基本的なニーズと考えられている。子どものために、両親が共に子どもの養育に参加し、子どもに対する責任を果たすことが重要とされている。「共

同養育権が子どもの最善である」という前提のもとで、親子法では、「共同養育権」が基本原則とされてきた。裁判所は、両親が共同養育に反対している場合を除いて、一方の親が共同養育に異を唱えていても、共同養育権の解消を拒否し、共同養育権とする判決を下すことができる。しかしながら、実際に養育していく場合に、両親が子育てに関して大部分で同意が成立していることが重要である。

両親が共同養育に合意していないケースに対する裁判所の扱いは、ここ十数年間で振り子のように変化してきている。1998年以前は、一方の親が単独養育を主張すると、裁判所は共同養育を強制できなかった。1998年の法律改正で、一方の親が単独養育権を主張しても、裁判所は共同養育権の解消を拒否したり、一方の親の意思に反して共同養育権を命じることができるようになった。この改正には「共同養育は子どもの最善」という観念が強く作用していた。子どもに対して暴力を振うなど、養育者として不適切といった特別な事情の場合には、両親のうちの片方に単独養育が委ねられるとされてきたが、この法改正当初は両親が深刻な対立関係にあっても共同養育の判決が多く出されていた。

しかしながら、両親間に深い亀裂・争いがある場合、子どもに悪い影響が及ぼすことが少なくない。子どもに関する問題で協力できないほど困難で深い対立が両親間にあるケースでは、1人の親が養育権を保持することの方が子どもにとって最善になるという意見が強まり、両親が話もできない状態の場合に単独判決が裁判所で次第に出されるようになっていく。

2006年の新規程では、こうした実態を踏まえ、養育権の判断で「両親が子どもに関して協力し合うことができるかどうか」を見極めることの重要性が謳われ、むしろ特別な理由のない限り、両親が深刻な対立関係にある場合に共同養育を強制できなくなった。

## 居所

1998年の改正により、両親が共同養育権をもっている場合、裁判所は両親あるいは親の一方の訴えにより、子どもが両親のうちのどちらの親のもとに住むかを裁判所で決定できるようになった。その決定は子どもの最善の利益とは何かで決められるべきとされる。両親は、子どもの居所についての契約を結ぶことができる。契約は書面で行われ、社会福祉委員会が承認したならば、有効である。合意が子どもの最善の利益にかなっているならば、契約は有効である（親子法第6章 第14条 a）。

15歳以下の子どもの共同養育権をもち、考慮すべき理由なしに子どもを外国に連れ去った親は、独断性によって違法とされる。子どもが不法に連れ去られたり、拘束されたりした場合、親子法第21章に従って子どもを戻すことができる。

他方の養育権保持者が反対している場合、同居親が子どもを連れて勝手に引越しをする権利はないとされているが、それに反して国内で引越しをした親に対する法的制裁はほとんどない。ただし、正当な理由なく子どもと遠くへ引越しをした親は、面会の際の移動費用の大部分を負担する

ことになる。

近年スウェーデンで増加している交替居住は、子どもが両親の日々の生活を共有し、両親との自然でかつ強制的ではない接触が可能となり、日常的に両親からケア・しつけ・関心を享受できるなど、適切な条件の下ではよく機能する居住形態として、司法の場でも評価されてきている。しかし、絶えず両親間を移動することは子ども達にとって負担になるかもしれないので、移動距離や子どもの年齢を考慮しなければならない。両親間に交替居住に対する柔軟性がなければ、親同士の争いがさらに増すことになるかもしれない。したがって、交替居住が子どもにとって良い選択となるには、ある条件が満たされる必要がある。

その望ましい状況とは、第1に、親同士が交替居住に合意し、協力しあえる関係にあること、第2に、両親が近くに住んでおり、子どもがどちらの親のもとでも同じ学校・保育所に通うことができ、友達のネットワークが変わらないことである。

### 面会権

スウェーデンでは、親と一緒に住んでいない子どもは、その別居親と面会する権利をもち、隔週末に泊まりを含めて会うことが一般的である。前述したように、両方の親との親密な良い関係が子どもにとって必要と考えられており、理念的には、面会は、子どものためのものであり、親のためのものではない。満たされるべきものは、第1に、面会への子どものニーズであり、子どもの両親は、親自身の必要性よりも、子どもの必要性を優先させなければならない。同居親には、子どもが別居親と一緒に時間を過ごす機会を与える責任がある。その面会が子どもの福利に反するような特別な理由がないならば、面会を促進させるための情報を同居親は提供しなければならないとされている。

面会に関して新規程では、第1に、特別なケースの場合、裁判所は別居親と直接会うのではない別の方法（手紙や電話など）で、子どもが面会を行なうように決定を下すことができるとされる（親子法第6章第15条第1項）。これは、両親の住居が遠く離れている場合、一方の親が長期入院やその他の理由から行動が制限されている場合など、子どもが別居親に会うことができない時に、裁判所が面会の決定を下すことができるようにするためである。

第2に、当事者だけでなく、社会福祉委員会も、面会の申し立ての裁判を起すことが可能になる（親子法第6章第15条a第1項）。

第3に、親以外の人との面会についても法律で取り上げられる。社会福祉委員会は、祖父母など子どもにとって身近な人との面会が子どものニーズにかなっているかどうかを考慮した上で、面会の申し立ての裁判を起し、裁判所はそれに関して判断を下すものとされる（親子法第6章第15条a第2項）。

## 判決を下すための社会福祉委員会の調査

これまで裁判所が養育・居所・面会について決定を下すための基礎資料として、社会福祉委員会から情報提供がされてきた。それに加えて今回の規程では、社会福祉委員会は、裁判所に情報提供する前に、それが必要な場合には、両親と子どもにも会って、彼らの意見を確認しなければならないとされる（第6章第20条）。その改正の意図は、裁判所がケースを可能な限り総合的に捉えて判決をくだせるようにサポートすること、早い段階で子どもの意見が聞き入れられる機会を保障することにある。

さらに、養育・住居・面会について調査を行った責任者は、解決策について提案や意見を述べる事が要請される（親子法第6章第19条第4項）。

なお、養育・住居・面会の調査の際に、他のコミュニティの社会福祉委員会からの情報を得るために、機密情報開示のルールが導入される。それは、調査対象者の親子が居住するコミュニティが異なる場合、一方のコミュニティの社会福祉委員会から必要な情報を入手することを可能にするためである（親子法第6章第19条第5項）。

## 裁判のプロセス

スウェーデンでは、社会福祉委員会の承認のもとで、両親間の合意に基づき養育権の登録ができる。事実婚解消など離婚以外の場合は、1998年の親子法の養育規程の改正以降、両親が養育権の変更について合意していれば、社会福祉委員会の承認で両親間の養育契約が成立し、裁判所はそれについて関与しなくなる。ただし、離婚の場合は必ず裁判所での離婚判決が必要であり、その時に子どもがいる（16歳以下）場合は、子どもの養育権について、裁判所の判決書類に明記することが義務となっている。

地方裁判所で扱う養育ケースには大きくは2種類がある。「申し立て」（Sökande）は、ふたりの間で離婚や養育権について合意が成立しており、同意書もあり、裁判所に父母が申し立ててくるケースである。この場合は、養育権の変更がない場合が大半で、裁判所では時間を割くことはなく、形式的審議で、判決書には「継続して共同養育権」と書かれる。もう一方は、ふたりの親が合意していない「訴訟」ケースで、起訴人（Kärande）と被告人（Svarande）が存在する。

近年、スウェーデンでは、「訴訟から協議へ」という流れがある。両親間の対話と和解に基づく合意形成が重視され、親たちが子どもの最善は何かを考えて、自分たちで子どもの養育について決めることが奨励されている。その意図は、紛争解決のための訴訟の必要性を減少させることにある。背景には、①調停の方が、裁判訴訟よりも費用・経費が安いこと、②裁判所で両親が争うよりも、調停の方が良い結果が得られる傾向があること、③裁判所訴訟と対照的に、調停では親の間の敵意を増すことがないと信じられていること、④裁判所を離れての調停は、「子どもの最善」とより合致していると認識されるようになったことがある（Johanna Schiratzki 2000）。

1998年の養育規程の改正で、「親は、社会サービス法12条aに基づき、監護・居所・面会に

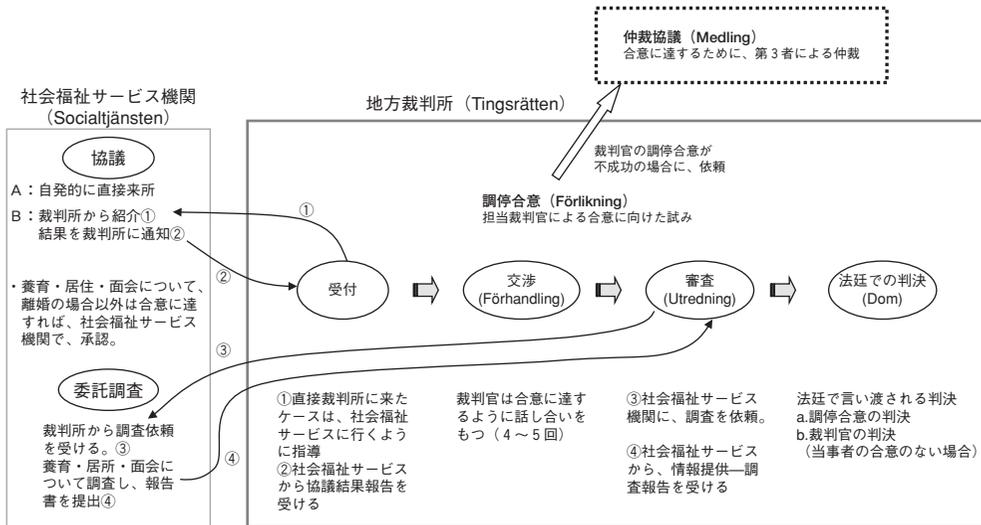


図1 裁判のプロセス

ついて、契約に達するように援助を受けられる」(第17条 a)とされ、親は社会サービスの援助をうけて、自分たちで紛争を解決することが推進されている。「両親は、子どもの居住についての契約を結ぶことができる。契約は書面で行われ、社会福祉委員会が承認したならば、有効である。合意が子どもの最善の利益にかなっているならば、契約は有効である」(第14条 a)。

図1のように、大抵の人は、裁判所に行く前に、家族法事務所など社会福祉サービス機関 (socialtjänsten) に行っている。そこでは、専門のセラピストを交えて、父母は「協議」(Samarbetesamtal)を受ける。直接、裁判所に来た人に対しても、まず、社会福祉サービス機関で「協議」を受けるように指示される (①)。

社会福祉サービス機関での「協議」により、養育・居住・面会についてふたりの親が合意に達したならば、社会福祉委員会ですれが承認されると、裁判所への訴えは不要である。社会福祉サービス機関での「協議」でも父母が合意に達することができない場合に、裁判所にもう一度戻ってくる。社会福祉サービス機関では、「協議」の結果について通知する (②)。

交渉 (Förhandling) の段階では、裁判官は3回~5回両親に会い、親同士が合意に達するように、いろいろな提案をし、実際にやってみるように促す。再び裁判所で親達から経過を聞き、うまくいかない場合は少し変えてまた試してみるという努力を重ねさせ、子どもの負担の少なく良い形で、両親が合意に達するように、話し合いを行う。その一方で、社会福祉サービスにそのケースの調査を依頼する (③)。

審査 (Utredning) の段階では、社会福祉サービス機関からの情報提供・調査報告書を受け (④)、それを基にして処遇が検討され、法廷での判決 (Dom) となる。法廷で言い渡される判決のタイプには、最初の訴訟開始の段階からの話し合いを通じて両者が合意に達して出される調停

合意（förlikning）判決と、合意のない場合に出される裁判官決定の判決の2つがある。なお、裁判官決定の判決に不服な場合には、高等裁判所に控訴することが可能である。

2006年の新規程では、養育・住居・面会に関する訴訟で、両親が子どもの最善を満たす協同的合意に達するように、裁判所は仲裁人（medlare）を任命することが可能となった。（親子法第6章第18a条）。この仲裁協議（Medling）の仲裁人には、このケースの担当者でない判事、弁護士、ソーシャルワーカーなどが依頼される。

このようにスウェーデンでは、当事者双方が和解し、協調的合意に達するように公的な援助の手がさしのべられている。第1段階は社会福祉サービス機関が提供している「協議」、第2段階は裁判官による調停合意で、第3段階の仲裁協議は裁判所が第3者に委託するもので、これらの2段階の話し合いに失敗したケースのみに採用できる。

なお、これまでスウェーデンでは、養育・住居・面会に関する取り決めの執行業務については、行政裁判所（förvaltningsdomstolarna）が扱っていた。しかしながら、それらの業務は、2006年新規程から民事裁判所（allmänna domstolarna）に移管されるようになった。つまり、養育・面会などを判決で決められたことが実行されない場合に、当事者は行政裁判所に訴えていたのが、この改正によりすべて地方裁判所などの民事裁判所に訴えることになった。その目的は、①執行プロセスの簡略化・短縮化、②手続き件数の削減にあり、当該問題について一箇所の裁判所で処理することで、係争ケースのプロセスが容易に把握されるようになった。

### （3）養育規程の問題点

以上のようにスウェーデンの親子法では、第1に、「子どもの最善」が土台に据えられている。養育・住居・面会に関する裁判所の全ての決定において、子どもの最善の視点を第一の決定因子とすることが法律に明文化され、子どもの意思が注視されるようになる。第2に、離別後も共同養育の枠組みで子どもを育てることが奨励され、共同養育権が基本に置かれている。第3に、両親間の対話と和解に基づく合意形成が重視され、親自身の紛争解決能力に委ねられつつある。裁判所による判決から、親たちが子どもの最善は何かを考えて、自分たちで子どもの養育について決めることが奨励されてきている。このような流れの中で、ストックホルム大学法学科教授のヨハンナー・シラツキー（Johanna Schiratzki）は、以下の問題点を指摘している。

第1は、共同養育権が原則とされていることに関連しての問題である。現行法では、一方の親の意思に反してでも、共同養育権命令を裁判所が出すことができ、共同養育権を覆したい親はそのための証拠を出す必要がある。しかしながら、単独養育権を主張したい親が、どのように申し立てればよいのか、その基準が曖昧にされていると批判している。たとえば、面会や居所の訴訟では、子どもの安定（stability）と接触（contact）のニーズを満たすことが重要と考えられ、一緒に住んでいない別居親との接触が奨励されている。面会判決が出され、別居親との面会に協力的でない同居親は、養育権を失ったりしている。

第2に、子どもの意向が判決を左右する重要な意味をもつようになってきていることである。子どもの意向の強調は、子どもの意向の解釈の根本的困難性をますます浮かび上がらせる。子どもの意向の評価が子どもの年齢や成熟度に依存していることが、その原因の1つとなっている。親のうちの一方が自分を選ぶように圧力を子どもに大なり小なりかけている時、その子どもの意向をどのように評価するのも問題となっている。裁判所は、子どもが両親の一方に立つように圧力を受けていることが明らかでも、養育権決定の根拠に、子どもの意向を考慮しなければならないからである。子どもは親の紛争に巻き込まれるべきでないにもかかわらず、子どもの意向が重視されればされるほど、子どもは親のトラブルに巻き込まれていくのである。

第3に、共同養育権の分担を明確化することに関してである。スウェーデン法のもとで、親の法的権利と義務が「二者択一」として構成されている。もし親が法的養育権を分担しないならば、子どもへの権利や義務は、面会権・情報への権利・子ども支援への貢献の義務において制限される。もし親が法的養育権を分担するならば、子どもと実際にコンタクトがなくても、養育権者の権利と義務のすべてに関与する。結果的に、法的養育権をもつ親は、権利と義務をともに行使することが課せられ、養育に関するすべての決定は、合同でなされるべきとされている。たとえば、子どもの健康・貯蓄・パスポート発行、学校の事柄、宗教などで別居親の同意が必要である。

子どもの最善から見て、決定が遅れてはならないことが明らかである場合のみ、養育権者のうちのひとりが単独で決定してもよいとされている。しかしこの「日常の決定」を構成しているものの定義づけはない。共同養育のもとでは、実際の養育権の行使の際に、別居親の意向に左右されることが少なくない。ヨハンナー・シラツキーは、単独養育権を得ることが制限されてきたことが問題をさらに悪化させたと指摘している。

## 2. 家族法事務所の業務

近年の養育規程の改正において、養育裁判訴訟での社会福祉委員会や社会福祉サービス機関の役割が増大している。この役割を実際に遂行しているのが、ほとんどの市（コミュニティ）に置かれている家族法事務所（Familjerättsbyrån）である。筆者は2007年9月に、リンケビー、イエーテボリ、ウルリスハム、ムーンダール、レールムの5つの市の家族法事務所（5カ所）を訪問し、養育・居所・面会に関する業務についてヒヤリングを行った。ここでは、その時の情報を基にして、「協議」および裁判所からの「委託調査」がどのように遂行されているのかを紹介する。

### 家族法事務所の概要

家族法事務所は、家族法に関連した事柄を扱う公的機関である。職員全員が社会福祉学の高等教育課程を修了したソーシオノーム（socioonom）の資格（社会福祉学士）をもつ人である。業務

内容は、以下の通りである。

1. 離別した子どもの養育・居所・面会について
  - a. 協議——タイプ1：自発的に任意に来所、タイプ2；裁判所の指示で来所
  - b. 裁判所からの請求にもとづく情報提供
  - c. 裁判所からの委託調査
2. 父性推定の確定
3. 養子縁組の親適格審査 ①国際養子、②国内養子、③里親からの養子縁組
4. コンタクトパーソンの斡旋
5. 契約書の作成

親同士が合意に達すると、家族法事務所で正式な契約書を作成する。1998年改正以降、地方裁判所の判決と同等の効力もつ。

## (1) 協議

### 手順

協議には、父母が自発的に任意に来所してくる〔タイプ1〕と、最初に裁判所に行き、そこで家族法事務所の協議をまず受けるように指示されてくる〔タイプ2〕がある。まずは、〔タイプ1〕について、その手順から見ていこう。

#### ① インテーク

親から最初の連絡が入ると、両親と子どもの名前を尋ね、どのようなことが問題なのかを聴く。

#### ② 他方の親への連絡

一方の親から家族法事務所に連絡があったことを電話で伝える（時には、手紙で通知する場合もある）。最初に連絡してきた親と同様に、協議について説明をする。それによって、親に協議の動機づけをしてもらうことがねらいである。

#### ③ 面接

いつも両方の親が一緒の部屋で会うことが目標にされている。一度試してみて、無理ならば別々に会うこともある。家庭で暴力が生じているケースでは、特に女性が虐待されていたケースなどでは元夫と一緒にいたくないという要望があり、最初は両親一緒でなく、別々に会うことが多い。激しく対立しているケースでも、第1回目は父母とは別々に会い、徐々に一緒に会う機会を設けていくというやり方がとられている。

ふたりが合意すれば、友人・親族など証人を連れてきてもよい。イエーテボリ市の家族法事務所では、子どもが来所し、親は別室にいて、子どもだけと話すこともある。ウルリスハム市の家族法事務所では、3回から5回ほどの面会でケースは終了し、合意に達することの方が多いとのことである。

裁判所から指示されて来所する〔タイプ2〕は、どちらかの親が養育権・居所・面会について他方の親を地方裁判所に訴えたケースである。裁判所の受付段階で、担当裁判官は事情を聴き、このふたりならば、なんとか合意に達することができるのではないかと思われるケースについて、これまでに協議を受けたことがあるかどうかを尋ね、受けたことがなければ、家族法事務所でまず協議を受けるように提案する。地方裁判所からこのケースについての紹介状が家族法事務所にまわされてくる。この〔タイプ2〕は、当事者の〈自発性〉〈任意性〉という点からすると〔タイプ1〕と全く異なるが、面接の方法は同じである。面接が終結すると、〔タイプ2〕の場合は裁判所に（経過は報告せず）合意したかどうかの結論だけを知らせる。合意に達した場合は、裁判所での訴えは取り下げられることになる。合意に達することができなかった場合は、裁判所で訴訟が続けられる。

スウェーデンでは、協議の援助を受けることは市民の権利とされている。任意で協議の支援を受けた場合は匿名の扱いがされる。面接でメモは取られるが、それはその次の話し合いのためのメモであって、正式な記録にはされない。〔タイプ2〕の裁判所からまわされてきたケースでは、親たちが合意に達したかどうかの結果を地方裁判所に通知しなければならず、結果の記録はとられる。

家族法事務所に連絡がきたケースの全てに対して、協議がなされるわけでない。一方の親が協議を望まない場合や元のパートナーと同じ部屋にいることを拒否する場合には実施されない。リンケビー市の家族法事務所のスタッフは、「酷い暴力行為があったケースの場合、協議が適していないと思う。そのようなケースの場合には、調査が必要なので、弁護士をたてて、地方裁判所に訴えるように、アドバイスをしている」と言う。

## 面接の方針

家族法事務所のスタッフに対するヒヤリングでは、協議の面接の方針について質問したが、第1に、親が対立状況にある場合でも、親同士が子どもの最善を考えるように導いていくことが挙げられた。「私たちは、親が一番子どものことをよく知っているという考えのもとで、親同士がお互いに相手の意見を聴きあうようにしていつている。そうすることで、親に子どもの最善について考えて決めるようにしている。私たちは、子どものことをあまり知らないので、決められないという立場をとっています。親がこうしたいと言うと、こうすれば子どもはどうなると思いますか、そのように決めることで、本当に子どもはよくなりますか、とたずねる。子どもにとって一番良いことは、裁判で決められるのではなく、お父さんとお母さんがこういう部屋で話し合っで決めることですから」（レールム市）。「我々はリーダーのような役割を演じる。話がわき道にそれないように、話の筋を通していく。いつも子どもが中心になるような形にもっていく。とても重要なことは、親たちに子どもの必要性を気づかせることである。多くの当事者は、親でなく、大人・男と女の関係に捕らわれている。親としての立場、親としての見方ができるように導

いている」（ウルリスラム市）。「子どもは裁判によってあなたはお父さんと住みなさいと言われるよりは、お父さんとお母さんが合意に達して、あなたはパパのところに住むようになったと言われる方がずっと良い。そのために、私たちは両親が同意に達するように努力している」（ムンダール市）。

第2に、親同士が冷静に対話し、合意に達することの利点を理解させることである。「罵り合わず、少なくとも黙って聴くことの大切さを理解させる。争っているカップルでも、何かうまくいっていることがある。たとえば、保育園に交替で迎えに行っている。自分たちの間でも、うまく協力してやっていることがあることを気づかせ、それを強調していく。合意することの利点を説明し、話し合っ合意することが、自分のためにも子どものためにもどんなに良いかをわからせる」（イエーテボリ市）。

どこの家族法事務所のスタッフも「子どもの最善」を根本に据えて面接を行っている。その観点から、親に対して中立的立場が崩されることもあるという。「両親の話をただ聴いているだけでなく、積極的に彼らの話に入っていくことがある。子どもの最善に関連する場合、どちらかの親を支持するような発言もする。子どものためにならない場合は、一方の親の肩を持つこともある。根本的には、子どもの最善でものを見る。いつもそれを考えている」。しかしながら、親たちの合意事項を尊重するために、「子どもの最善からすると少し疑問でも、両親ふたりが合意した場合は、その合意内容を優先することもある」（イエーテボリ市）とのことで、子どもの最善と親の合意事項の尊重のバランスがポイントとなっている。

### 協議の利用者と合意ケース

家族法事務所には、いつでも、誰でも、電話してることができる。離婚を考えている段階でもよい。しかしながら、協議の利用者はパートナーと別れてから数年経ってから来る人が多い。離別・離婚の直後は、自分たちで解決しようと試み、数年経過しても問題を解決できず、または新たな問題が生じ、援助を求めてくる。たとえば、父親の面会を母親が拒否し、子どもに面会していない父親がなんらかの方法で母親と話し合えないかと連絡してくる。母親が家族法事務所に連絡してくる場合は、「父親が子どもに会わない」という面会に関する相談が多いとのことである。

相談理由によって、協議で合意に達し易さが異なる。父親の面会頻度や面会の仕方についての相談では、合意し、書面にもし易い。しかし、暴力行為があったり、争いが長期化して場合は、合意に達することは困難である。このようなケースでは親の成育環境が影響していることが多い。「親が子ども時代に適切に扱われず、大人になってもその体験を引きずり、親自身が問題を抱えており、合意に達することが難しいのではないかと思う」（イエーテボリ市）。また、「両親が子どものことについて共通点を持っている場合は、それをベースにして、関係を築きあげていくようにする。しかし、そのような共通分母がまったくない場合は、共同養育は無理と判断する」

(ウルリスハム市) とのことである。

もめているケースでは圧倒的に移民者の割合が多い。その事情をイエーテボリのスタッフは以下のように説明する。「難民の人たちは、何かから逃れ、いままで暮らしていた文化とまったく違う文化に来たので、スウェーデン社会の一員として暮らしていけないように感じている。男性の場合は、失業したりすると、父親として男として自信を失う。さらに、母国にいる親・きょうだいや親族から切り離されているので、社会から阻害され孤立化しやすい。一方、女性の場合は、経済的に自立したくてもできない文化圏から来ていることが多く、スウェーデンに来たら、女性は自立して生きていくことができると気づき、離婚していく。男性にとって身近な存在は自分の妻と子どもだけであるので、男性は妻や子どもにしがみつ়くことになり、子どもの取り合いになっていく」。

その他に合意困難なケースとして、「親として自覚がなく、親としての立場で考えることができず、男と女の争いに囚われている人」(ウルリスハム市)、「どちらか一方の親に新しいパートナーができた場合」(ムンダール市)、「相手が暴力、アルコールや薬物依存症、精神障害者の場合」(レールム市)が挙げられている。

## (2) 養育・居住・面会についての裁判所の委託調査

### 手順

裁判所からの調査の依頼がくると、①対象者に対して説明会(インフォメーション・ミーティング)を家族法事務所で行い、②それぞれの自宅に訪問して調べ、③他機関に対して情報収集を行い、④それらの情報を基にして、報告書を裁判所に提出する、という手順で進められる。以下、それぞれについて詳しく見てみよう。

家族法事務所では、裁判所から調査委託されると、親に手紙で調査の件を連絡し、来所するように要請する。最初の(両親)共同の説明会は家族法事務所で行い、父母に対して調査員が委託調査についての説明書類を渡し、調査の手順や家庭訪問について説明する。カップルの間に暴力があった場合は、別々に召集することもある。子どもが大きければ、そこに子どもに来てもらうこともある。

説明会后、それぞれの親に個別に会い、子どものことを中心に事情や意見を聞き取る。父親と母親にそれぞれ3回くらい会うことが一般的である。次に、父親と母親の各々の家庭を訪問する。子どもの意思表示の機会を保障することが親子法に決められているので、それぞれの家庭での親と子の関係がどのようなものであるか、子どもの様子を観察し、また、子どもにも話を聴く。

保育園のスタッフや学校の先生などからも情報を得る。必要に応じて、社会保険事務所・社会福祉事務所の記録や警察の犯罪歴などの記録も調べる。こうして入手した情報を総括し、報告書を作る。

裁判所に報告書を送る前に、母親や父親に目を通してもらい、彼らが発言したことを調査員が

誤解して記述していないかどうかを確認してもらおう。報告書には、調査結果だけでなく、親たちの意見や要望にとらわれず、調査員としての提案を書く。しかし、いつも一つの案を提案するわけではない。これが良いと結論までに到達していない時には、複数の選択肢を提示した上で、その結果についての子測分析も載せる。A を選択とした場合には、子どもは a のようになる。B を選択した場合には、子どもは b のようになるという風を書く。たとえば、この男の子はお母さんと住めば、こういうプラスの面があって、こういうことにあるだろう。もしお父さんと住めば、こういうプラスの面があって、こうなるだろう。そのようにして、複数の選択肢を示すだけで、最終的に1つに絞り込まないで、裁判所に任せることもある。

なお、最初に裁判所から依頼状が来てから調査の全行程が終了するまで、最低でも6ヶ月を有するとのことである。

### 子どもの意見表明

最初の説明会で子どもを同席させるかどうかは、調査員のスタンスにより異なる。そのような方法は絶対に採らないで、子どもとは家庭訪問の時に話すというスタッフもいた。「数回家庭訪問した後ならば、子どもと顔見知りになっているので、家族法事務所に来てもらうこともある」というスタッフもいた。

調査員が子どもに会いに家庭訪問する前に、「突然変な人が来た」と子どもが驚かないように、親から子どもに調査員のことを説明してもらうようにしている。子どもとは、父親の家と母親の家の2箇所ですべて会うようにする。

子どもには、どちらの親を選ぶかといった、選択を迫るような質問をしてはいけないとされている。「どちらの親と一緒に住みたいか」とストレートに尋ねるのではなくて、毎日、お父さんの所で何をしているのか、お母さんの所で何をしているのか、保育所では何をしているのかを尋ねる。そのような話から、その子の日常生活や気持ちを理解していく」（レールム市）という努力がされている。

子どもの気持や希望を汲み取るために、子どもの年齢や成熟度によって異なる方法が採られている。「自分の思っていることが言える、会話ができることが一つの基準になっている」（リンケビー市）。的確な言葉で表現ができない子どもの場合に、コミュニケーションの方法として、熊のカードが使われたりしている。熊が笑っているカードや泣いているカードを見せて、子どもはどのように感じているか、それを表現しているカードを指すように言う。

ケースによっては、人形を使ったりし、絵を描いたりして、子どもが「今、家族をどういうふうに捉えているか」「どういうふうにして欲しいか、希望は何か」を表現させていく。「たとえば、子どもが絵を書くと、多くの場合は、集合住宅を書きますね。お母さんが1階に住んでいて、お父さんが3階か4階に住んでいる。子どもたちはもう、お父さんとお母さんが一緒に住めないということは、理解している。でも近くに住んでもらいたい。——何かの理由で、お母さん

を遠くに描く子どももいます。これで、子どもは何かの理由でお母さんとは会いたくないと思っていることを示唆している時もあります」(ムンダール市)。

「小さい子どもでも、その子の希望を聴く。子どもが小さくても、子どもの希望を把握する方法があります。私は、遊びの中で、子どもに目をつぶらせる。そして、子どもに寝てから目を覚ましたら、自分の一番行きたい夢の国にいることを想像させ、何が見えるか言わせる。小さい子どもでも、夢を話すことができる。いろんな質問をする。本当にすばらしい話を子どもから聴けるのですよ」(ウルリスハム市)。

### 子どもの最善の判断

「子どもの意見表明」や「子どもの最善」について、調査員はどのように考えているのかを質問したところ、「子どもの希望が、子どもの最善であるとは限らない」「子どもの意見を聴くけれども、子どもの言う通りにする必要はない」「子どもの本当の希望を把握することは難しい」ということを多くの調査員が述べている。

「子どもが何を欲しているのかをいつも考えていますが、状況によって、子どもの最善を判断します。子どもの考えを掘り下げること、聞き取っていくことは重要です。これが子どもの真実の希望であるのかを判断することは非常に難しいことです。子どもは、両親に対して公平でなければならないと考えているかもしれない。パパやママを悲しませたくないと考えているかもしれない」(リンケビー市)。

「子どもは非常に利口です。だから、子どもの話をよく聴かなければならない。たとえば、お母さんと一緒に住んでいるが、お父さんは交替居住を求めている。お父さんを傷つけないから、『お父さんとも住みたいけれども』というが、いろいろな理由を述べて、『駄目だろう』という。それは、お母さんと住んでいたいからで、その本音を汲み取る必要がある」(レールム市)。

「子どもの発言は、誰かの代弁であるかもしれない。親の一方からの圧力で、そのように発言しているのかも知れない。それも考えないといけない。『子どもに選ばせたら』と言う親がいるけれども、それは良くない。子どもひとりにすごい責任を与えることになり、そして、子どもがお母さんを選ぶと、お父さんは駄目だということになる。そういうことは子どもが負う責任としては重すぎるから、そのようにさせません。でも子どもがもっと大きくなって、いろいろな理由をよく考えて選んだ場合はまた別です」(ムンダール市)。

子どもの真意を捉えることも難しいが、さらに「何が子どもの最善であるか」を判断することも非常に難しい。それに関して、リンケビー市の家族法事務所のスタッフは次のように語っている。

「調査して、裁判所に何を伝え、何を伝えないかは、子どもの最善にかかわってくるので、とても重要です。私にとって、『子どもの最善』は理論的な概念です。どのように解釈するかは、本当に個人差があります。親としてのあり方や能力との関連で位置づけることもあります。親が

子どもにどのように接しているかを見定める必要もあります。子どもが安心して生活できるかどうか、それが私にとっての『子どもの最善』の基準です」。

ムンダール市の家族法事務所のスタッフは、「子どもの最善」の視点からどちらの親が適しているかを判断するのが困難なケースについて、以下のように述べている。

「判断の困難なケースは、第1に、それほど多くないですが、どちらの親も養育者として適していない時です。——もうひとつは、どちらも親としてはすごく良く、ところがふたりの関係は悪く、とてもじゃないけど話もできないケース。離婚したときの傷がすごく残っているのです。だから、私たちがどちらかを居住親に提案したら、ふたりの関係がもっと悪くなる危険性があります。『子どもの最善』から見て、どちらの親が適しているか、判断できませんでした」。

### 調査のポイントと協議との違い

調査では、子どものニーズがどのようにすれば満たされるかが調べられる。「我々は、養育者としての能力がその親にあるかということよりも、親が子どものニーズに適切に対応できているかを見る」（リンケビー市）。

「この子どもの必要性は何か、その必要性を満たす能力が親にあるかを調べる。どこで、どのような方法で子どもの必要性を満たすことが子どもの最善になるかを調べる。そのために、子どもに会うだけでなく、親戚・学校の先生・保育所のスタッフなど、子どもにとって重要な人に会う」（ウルリスハム市）。

「対象者は構えている。対象者はこちらに全体を見せない。表面を取り繕っている。そういうものだと思わないといけない。氷山の一角を見ることで、理解するように務めている。すごく大切なことは、保育所の先生、学校の先生に会うこと。その人に子どもは毎日会っているので、子どもの日常生活がどのようなものであるかを話してもらえるから」（レールム市）。

委託調査では、できるだけ子どもに関係した人から事情聴取をすることが方針とされている。委託調査の任務は情報収集であり、協議の任務はカップルのふたりが合意に達するように対話を促すことにある。家族法事務所の同じスタッフが、協議と委託調査の業務を担当している。「この2つは違った仕事をこなすことで、仕事のバランスはよくなり、自分にとって良い」と評価するスタッフも多い。ところで、この目的の異なる2つの業務で、スタッフは父母と面接するわけだが、具体的にどのような違いが面接場面であるのかを尋ねてみた。

1つ目の違いは、委託調査では当該カップルについての情報を裁判所や他の機関・関係者から得ていることである。「裁判所から調査を依頼されたときに、裁判所からの資料をしっかりと読み込んで、そこから情報・知識を得て面接します。社会福祉の登録、警察の登録、保育所・学校・余暇活動などのスタッフへのインタビューなど、いろいろな所から情報を得ることができます。協議ではそのような情報は一切得られることはできません」（リンケビー市）。

2つ目の違いは、委託調査の任務の中には、カウンセリングが含まれていないことである。

「委託調査では、法律の説明をします。このようにすれば、このような結果になるとか、法律についての情報を与えることはします。アドバイスは一切しません」と言いきるスタッフもいる。

しかし一方で、「やはり人間だから、話をしている、カウンセリングのようになることもあります。話をしている親たちも変わってきて、敏感に耳をそばだてるようになり、親たちが途中で合意に達することもあります」（イエーテボリ市）というスタッフもいる。さらに、「最後の最後まで、当事者たちが合意に達するように努力しています。残念ながら、裁判所からこういう風に調査をしなさいといわれるような段階になって、合意に達するっていうことはあまり多くありません。それでもやっぱり、私たちは可能性のドアを閉めたくないのです」（ムンダール市）と、積極的に働きかけているスタッフもいた。

### （3）養育規程改正および裁判所との関係

#### 2006年の養育規程改定による影響・評価

2006年の養育規程改定による家族法事務所への影響を尋ねたところ、次のような点が挙げられた。

第1に、最終の決定の前に出される暫定判決から本判決までの期間に、多くの情報を裁判所に提供できるようになった点である。意見書に調査員の意見を述べることを以前からもしていたが、それが2006年の改正で法的に要請されるようになった。仕事のやり方が変わり、情報収集にこれまで以上に力を入れるようになったとのことである。

第2に、両親が協力体制を取ること、両親間で合意に達することが重視され、裁判を受ける前に協議を受けることが奨励され、家族法事務所での協議の件数が増えた。また、委託調査の途中段階で、両親が合意に達し、裁判官が判決を出さなくてもすむケースも増えた。

第3に、委託調査のポイントが変わってきた。子どもにより焦点をあてるようになった。子どもは自分に関してどのようになったかを説明してもらい権利、決められたことが嫌かどうか、自分の希望を表明できる権利が子どもに認められるようになった。調査では、子どもの状況について以前よりも注目して調べるようになった。父親と母親に対して公平に扱うことに気を使うのではなく、もっぱら子どもの最善という視点から判断できるようになった。

また、調査において、協力して養育できる親の能力に注目するようになった。深刻な争いが父母の間にある場合、父母が協力体制をとれない場合は、共同養育でなく単独養育という選択があり得るようになった。さらに、リスク（危険性）の判断を明確にしなければならなくなった。たとえば、母親がパートナーから暴力を受けている場合に、子どもについての危険について考慮して判断しなければならなくなった。

このように家族法事務所の業務は規程改正の影響を受け、変化してきている。しかし、改正内容によっては、「改正される以前から私たちは実際にしてきたことです。成文化されたに過ぎません」というように、法律が施行される前から現場で実行されていたものもあった。

改正の評価については、家族法事務所のスタッフからは改正を支持する声が多く聴かれた。「子どもの希望を表明できるようになったから、非常によい改革だと思います。現在、さらに改革して欲しい点について思いつきません」（レールム市）。「親が自分たちで子どものことを決める可能性が高まったことは良いことです。裁判所の判決で決められるよりも良いです。私たちは、子どもについてよく知っているのは親であると考えています」（ウルリスハム市）。「子どもの意見を聴くことなど、改正された内容は、私たちが以前からこうして欲しいと要請してきたものです」（イエーテボリ）。

スウェーデンでは、法案などの作成過程において、広く関係機関や関係者に意見を求めるレミス（remiss）と呼ばれる公聴制度が存在する。今回の養育規程の改正過程においても、このような手続きが採用されており、家族法事務所の現場の意見がかなり反映されるものになっていることが窺える。

### 地方裁判所との関係

離別後の養育・居所・面会に関して、家族法事務所は、両親間の協力関係を築く上で重要な役割を担っており、裁判所の訴訟事件においても調査や意見提言などで裁判そのものを支えている。最後に、家族法事務所と地方裁判所との関係を見ておこう。

地方裁判所から調査委託されたケースについて、家族法事務所からその地方裁判所に調査結果の報告書が送られる。その後、そのケースの裁判所の判決結果について、地方裁判所は家族法事務所に報告する義務は法的にはない。判決結果が常に送られてきている市もあれば、そうではない市もあった。家族法事務所のスタッフとしては、担当したケースがその後どのようなものになったのに関心があり、その結果を知りたいので、多くの場合、地方裁判所に電話で問い合わせをしている。

スタッフによると、提案したとおりの判決になっていることが多いとのことである。ただ、面会の時間が、木曜日から金曜日になっていたり、少し変わっていたりはある。「私たちの判断に基づいて判決が下されていることが多いです。いつもではないが、大体です。10件中、9ケースはそうになっています。母親が薬物依存症で、単独養育にすべきであると思ったのに、判決は共同養育になっていたこともあり、『なんだ、これは』と思った経験もあります」（リンケビー市）。

「共同養育を提案していたのに、単独養育になっている場合もありますが、それは少ないです。裁判所は私たちの報告書を読みますが、裁判所でも当事者や証人から事情を聴くので、私たちが提案しなくても、同じような結論に達する可能性は高いです」（イエーテボリ市）。

地方裁判所と家族法事務所の関係について、ムンダール市の家族法事務所スタッフは「私たちは地方裁判所とも非常に良い関係にあります。向こうにこちらの意見を聴こうとする姿勢があり、地方裁判所の判事と年に一回は会合をもち、私たちの意見を伝えたりします」と発言してい

る。このように、多くの地方裁判所では家族法事務所と緊密な連絡が取られている。

\* \* \* \* \*

スウェーデンでは、離別後の養育・居所・面会に関する法規程が幾度となく改正され、近年では、ますます「子どもの最善」の視点が重視され、子どもの状況に焦点があてられるようになってきている。また、裁判訴訟よりも両親間の協議・合意で問題解決することが奨励されている。何が「子どもの最善」であるのか、子どもの発言の真意はどこにあるのかを捉えるのは難しい。いがみ合っている父母の間に入り、子どもの視点から合意に達するように援助することも容易ではない。家族法に関連した実務を取り扱う家族法事務所では、こうした改革の流れにそって、個別ケースの紛争が解決されるように日々努力がなされている。

日本も批准している「子どもの権利条約」では、子どもは、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」(第7条)、「父母の一方または双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係および直接の接触を維持する権利を尊重する」(第9条)とされている。これまで見てきたようにスウェーデンでは、両親離別後も両親が子どもに関わることが基本に置かれている。それとは対照的に日本では、離婚後は単独親権しか認められておらず、裁判所でも表層的な「子どもの福祉」の理由のもとに、しばしば面会交流を認めず、離婚後の親子の絆は断絶させられ、養育・居所・面会の問題はまだ「親の立場」からの「親の権利」の視点から捉えられる傾向がまだ強い(棚瀬孝雄 2002、谷英樹 2007)。

しかし近年、日本においても離別後も子どもと関わりたいと願う父親が増えてきている。2008年、「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の組織が結成され、離婚後の共同親権や面会権を求める運動が興っている。日本弁護士連合会・家事法制委員会からも、離婚後の親の責任強化と共同親権の実現を求める提言がされるなど、法曹界においても改正を求める声が高まっている。日本の親権・監護法制を「子どもの権利」「子どもの最善の利益」から改革する時期にきている。

#### 注

- (1) 社会福祉委員会 (socialnämnden) は、市 (コミューン) 議会の各種委員会の中の1つであり、社会福祉サービス法に関わる業務の決定を下す機関であり、その構成は各コミューンの議員 (任期4年) から構成される。

#### 参考文献

- Barnombudsmannen, 2005, *När tryggheten står på spel*, Barnombudsmannen rapporterar : BR 2005 : 02.  
 Ingrid Höjer & Karin. Röbäck, 2007, Röbäck, *Barn i Kläm – Hur uppmärksammas barn i mål om verkställighet av umgänge*, Stiftelsen Allmänna Barnhuset  
 Johanna Schiratzki, 2000, “Custody of Children in Sweden Recent Developments”, *Scandinavian Studies in Law*, Vol. 38, pp. 255–262.  
 Justitiedepartementet., 1998, *Vårdnad.boende och umgänge*, Faktatablad. Ju 98, 02, noveber, Regeringskansliet (=

善積：スウェーデンにおける離別後の養育・居所・面会（その1）

- Ministry of Justice, 1998, *Custody, Residence and Contact*, Fact sheet Ju 98. 02 e, December).
- Justitiedepartementet., 1999, *Vårdnad ombarn*, Faktablad. Ju 99, 11, dec, Regeringskansliet (=Ministry of Justice, 1999, *Custody of Children*, Fact sheet Ju 00.05 e, May).
- Justitiedepartementet., 2006, *Nya vårdnadsregler*, Faktablad. Ju 06. 16, juni, Regeringskansliet (=Ministry of Justice, 2006, *New Rules for the Custody of Children*, Fact sheet, Ju 06. 16 e, September)
- Justitiedepartementet, 1995, *Vårdnad, boende, umgänge : Vårdnadstvistutredningen*,. SOU 1995 : 79, Statens Offentliga Utredningar, Stockholm : Fritzes.
- Justitiedepartementet, *Vårdnad, boende, umgänge. Barnets bästa, föräldrars ansvar*. Del A och B. SOU 2005 : 43, Statens Offentliga Utredningar, Stockholm : Fritzes.
- Socialstyrelsen, 2006, *Nya Vårdnadsregler*, Meddelandeblad, juni 2006, Stockholm : Socialstyrelsen.
- 棚瀬孝雄、2002、「離婚後の面接交渉と親の権利－比較法文化的考察」『権利の言説』勁草書房、49-96頁。
- 谷英樹、2007、「日本における親権・監護法制の問題点と課題」、離婚後の子どもの親権及び監護に関する比較法的研究会編、『子どもの福祉と共同親権－別居・離婚に伴う親権・監護法制の比較法研究』、日本加除出版
- 高橋美恵子、2006、「スウェーデンにおける離別後の養育理念と実践－子どもの権利と最善の利益を重視した取り組み』、『IDUN』Vol. 17、185-206頁。

#### 付記

本研究は、平成18年～20年度の科学研究費補助金（基盤研究（B）海外学術調査）の助成を受けた研究プロジェクト『スウェーデンの親権と養育支援体制－子どもの最善の利益からみた事例分析』（研究代表者：追手門学院大学教授 善積京子、研究分担者：大阪大学准教授 高橋美恵子）の一環を成すものである。本稿の執筆に伴い、貴重な情報やご意見を頂戴した高橋美恵子氏に感謝の意を表したい。さらに、多忙にもかかわらずインタビューに丁寧に応えてくださったスウェーデンの家族法事務所の方々、この度のスウェーデン視察のコーディネイト・通訳および翻訳等でお世話になった友子・ハンソン氏、阿久根佐和子氏、肥田順子氏に心より感謝を申し上げます。

2008年9月30日受理